

平成26年第5回沼津市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成26年5月13日（火）午後1時40分～午後2時15分

2 場 所 沼津市立少年自然の家

3 日 程

(1) 会議録署名人の指名（久松委員 三好委員）

(2) 前回会議録の承認（細沼委員 三好委員）

(3) 議 案

なし

(4) 協 議

協議第18号 平成26年度沼津市一般会計補正予算（第1回）について

(5) 報 告

なし

(6) そ の 他

4 出席者等

委員長 土屋葉子、委員長職務代理者 久松但、委員 細沼早希子、委員 三好勝晴、
教育長 工藤達朗、教育次長 工藤浩史、教育指導監兼学校教育課長 鈴木珠美、
市立高校長兼中等部校長 川口孝博、図書館長 宮下義雄、教育企画室長 井原正利、
学校管理課長 塩崎滋、生涯学習課長兼勤労青少年ホーム館長兼ゆめとびら舟山所長
中村朗、教職員研修センター所長 神谷修、少年自然の家所長 石井学、市立高校事務長
杉山善英、図書館事務長 岩崎克己、スポーツ振興課長兼勤労者体育センター所長
原靖、文化振興課長 勝又恵三、青少年教育センター所長 相磯幸代、
教育委員会調整担当 新井寿明、教育企画室主事 和泉百映、教育企画室主事 石渡輔

5 会 議

土屋委員長が午後1時40分、開会を宣言する。

土屋委員長より会議を公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 なし

土屋委員長より、会議録署名人に久松委員、三好委員を指名する。

6 教育長挨拶

改めましてこんにちは。

今もウグイスの声が聞こえておりますが、すばらしい環境で教育委員会を開催することができ、ご出席いただきありがとうございます。

今日、自然の家へ向かう車から窓の外を見ましたら、竹林があり、竹の葉がみな黄色くなっておりました。それを見て、数年前に新緑の候に散歩をしていて、「竹が黄色いね。」と言ったところ、これは「竹の秋」と言うそうで俳句をする人の間では当たり前だと言われたことを思い出しました。春の季語にも用いられる言葉で、要するに、この時期はタケノコがどんどん出てくるので、竹の葉のエネルギーがなくなり黄色くなって落ちるということのようです。逆に「竹の春」といったら、秋の季語になるそうで、竹が成長してそのエネルギーが全部葉に行くので、秋は竹の葉が青々する、このような話を聞きまして、自分の言語能力の低さを改めて感じたわけでございます。

沼津は、言葉を大切にしようという教育をしております。やはり、俳句や短歌、特に俳句ですが、季語を非常に大事にしております。自然を観察するセンスや感性を子どもの頃にきちっと学習するということはすばらしいことだと思っております。

また、同じ葉のみどりを意味する言葉にも草木色など、日本人はいろいろと表現が豊富です。良い環境を経験して、子ども達には若いうちに感性をつけてもらいたいと車の中で考えながら来ました。

本日もよろしく願いいたします。

<協 議>

協議第18号 平成26年度沼津市一般会計補正予算（第1回）について
（学校管理課長 資料に基づき説明）

- 土屋委員長 本件についてご質問やご意見等がありますか。
- 三好委員 ふるさと納税は年間どのくらいありますか。教育委員会にはどれくらい振り分けがあるのですか。
- 学校管理課長 市全体で年間どのくらいの寄付があるのか私もわかりませんが、教育委員会への寄付についてはいくつかの項目があり、その内容により寄付を受けることができます。個人が指定をしてそこに寄付をすることもあります。
- 三好委員 使い道がある程度指定することができるのですか。
- 学校管理課長 項目を選ぶことができます。
- 土屋委員長 ふるさと納税は沼津市民でない人が寄付することができるものですね。
- 学校管理課長 沼津市に住民登録がない方で、以前居住していたことがあるなど、その市町に貢献するための寄付となります。
- 三好委員 教育委員会へは18万円と30数万円ということなのですか。
- 久松委員 教育委員会で寄付を受けたというわけではないので、教育委員会の歳入になっていないのですか。
- 学校管理課長 実はこれは25年度に寄付のあったもので、それを一般財源に見込んで、それを今回歳出するために26年度の補正予算としました。
- 土屋委員長 今回、沼津市も納税者にご褒美を付けるというようなことをしたようですが、納税者は増えましたか。
- 学校管理課長 かなり増えたと思います。ほかの市町でもありますが、特産品を選ぶことができるようになり、寄付をする方は節税にもなるし特産品ももらえる、逆に寄付を受ける方は予算が増えるということです。

土屋委員長 それでは協議第18号は原案どおり可決とすることよろしいでしょうか。
委員 異議なし
土屋委員長 協議第18号は原案どおり可決します。

<その他>

市立高校事務長 第4回定例教育委員会での「議第10号 沼津市立沼津高等学校学則の一部を改正する」で質問がありまして、確認等をさせていただいてから、次回説明させていただくという案件がありましたので、ご説明させていただきます。

まず、沼津市立高等学校学則第35条の条文の中の「納付しない者」の「者」について、いろいろご意見をいただきました。その後、静岡県の県立高校の学則を確認させていただきました。その中の第38条におきまして、「正当な理由なく納付しない者」となっており、沼津市立高等学校の学則も同じ条文となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次にもう一点、学則第36条の「条例第6条に規定する授業料の減免、減免内容」についてご質問いただきました。高校の授業料につきましては、今年度から一定の収入額未満の世帯につきましては、就学支援金が支給されますことから、授業料減免の対象とはなりません。減免は授業料を支払う世帯が対象となります。具体的には、天災とか火災その他災害により著しく損害を受けた場合に減免の対象となります。このほか、細かいことを考えてみますと、所得制限以上で就学支援金が不支給となった世帯で、保護者のリストラや倒産等で、収入が激減して家計が急変した場合等が想定されます。また、就学支援金は3年間、36ヶ月が支給の限度期間となっておりますが事情により退学をし、再度入学をした場合については36ヶ月を超えますので、超えた場合の支援をどうするかという問題もございます。その他細かいことを位置づけるという作業がございますので、今、富士市や、静岡市、浜松市とも整合をはかりながら取り組んでおります。また、まとまりましたらご報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

土屋委員長 説明が終わりましたが、本件についてご質問やご意見等がありますか。
その他何かございませんか。

教育長 せっかくですので、各課長より、一言づつ、考えていることや今の課題をお話してください。
各課長より順番に課題等についての説明を行う。

午後2時15分 閉会